

薬局 体制省令への適合を示す書類【薬局の名称: _____】

1 薬局の業務内容

調剤業務
 医薬品販売業（卸売販売業を除く）
 医療機器（販売業・賃貸業）（ 高度管理医療機器等 管理医療機器（管理者要） 管理医療機器（管理者不要） ）
 併せ行うその他業務の種類（ _____ ）

2 販売授与する医薬品の区分

薬局製造販売医薬品 要指導医薬品 第1類医薬品
 指定第2類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品

3 薬局の各業務時間

〔注〕「開店時間」: 実施設が来局者を受け入れている時間 / 「営業時間」: 医薬品販売時間(開店時間+特定販売のみを行う営業時間)

	薬局 開店時間 (薬局 営業時間)	開店時間数(h)	営業時間数(h)	開店時間における 医薬品販売時間 数(h)	開店時間における医薬品販売時間数の内訳(h)				特記事項
					一般用 医薬品	第1類	要指導	第1類 又は 要指導	
月	[_____]								
火	[_____]								
水	[_____]								
木	[_____]								
金	[_____]								
土	[_____]								
日	[_____]								
一週間の総和 (h)		$\frac{A}{0}$	$\frac{B}{0}$	$\frac{C}{0}$	$\frac{D}{0}$	$\frac{E}{0}$			

4 開店時間における薬剤師又は登録販売者の勤務時間数

薬剤師又は登録販売者の別	氏名	調剤従事薬剤師の 適当たり勤務時間数 (h)	医薬品販売従事の薬剤師又は登録販売者の 適当たり勤務時間数 (h)		業務内容 (行わない業務に二重線を引く)	特記事項
			医薬品販売	第1類 要指導		
薬 剤 師	1:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	2:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	3:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	4:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	5:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	6:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	7:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	8:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	9:				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
登 録 販 売 者	1:					
	2:					
	3:					
	4:					
	5:					
	6:					
	7:					
	8:					
	9:					
適当たり勤務時間数の総和(h)		$\frac{F}{0}$	$\frac{G}{0}$	$\frac{H}{0}$		

5 情報提供場所の数

内 訳	一般用	第1類	要指導	第1類と要指導 兼 用
		$\frac{J}{0}$	$\frac{K}{0}$	$\frac{L}{0}$

〔内訳〕への入力について
 一つの情報提供場所を複数の用途で使用している場合はダブル
 計上(再掲)する。

6 薬局の業務を行う体制に係る適合状況

(1) 調剤従事薬剤師、要指導医薬品販売従事薬剤師、第1類販売従事薬剤師、医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の常勤(体制省令第1条第1号・3号・4号)
 別添 ロテーション表のとおり

(2) - 1 調剤従事薬剤師の員数(体制省令第1条第2号) **新規申請の場合**

一日平均処方箋枚数(枚)	予定	枚
--------------	----	---

(2) - 2 調剤従事薬剤師の員数(体制省令第1条第2号) **既存許可施設の場合**

X(人)	#DIV/0!	値	値
$Y = T / 4.0$	#DIV/0!	前年の総取扱処方せん数(P)	
$T = P / S$	#DIV/0!	前年の眼科・耳鼻咽喉科・歯科以外の処方せん数(Q)	
$P = Q + (R \times 2/3)$	0	前年の眼科・耳鼻咽喉科・歯科の処方せん数(R)	
		前年の業務日数(S)	
		前年の1日平均取扱処方せん数(T)	

(3) 調剤従事薬剤師の勤務体制(体制省令第1条第6号)

F: 調剤従事薬剤師の適当たり勤務時間数の総和
 A: 薬局の開店時間の一週間の総和

$\frac{F}{0}$	$\frac{A}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------

(4) 要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の勤務体制(体制省令第1条第7号)

G: 要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の適当たり勤務時間数の総和
 I: 要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供場所の数
 B: 医薬品販売(要指導医薬品又は一般用医薬品販売)の開店時間の一週間の総和

$\frac{G}{0}$	$\frac{B}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------

(5) 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売体制(体制省令第1条第8号)

B: 医薬品販売(要指導医薬品又は一般用医薬品販売)の開店時間の一週間の総和
 A: 薬局の開店時間の一週間の総和

$\frac{B}{0}$	$\frac{A}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------

(6) 要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の勤務体制(体制省令第1条第9号)

H: 要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の適当たり勤務時間数の総和
 J, K, L: 情報提供場所の数
 E: 要指導医薬品または第1類医薬品販売の開店時間の一週間の総和

$\frac{H}{0}$	$\frac{E}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------

(7) 要指導医薬品の販売体制(体制省令第1条第10号)

D: 要指導医薬品販売の開店時間の一週間の総和
 B: 医薬品販売(要指導医薬品又は一般用医薬品販売)の開店時間の一週間の総和

$\frac{D}{0}$	$\frac{B}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------

(8) 第1類医薬品の販売体制(体制省令第1条第11号)

C: 第1類医薬品販売の開店時間の一週間の総和
 B: 医薬品販売(要指導医薬品又は一般用医薬品販売)の開店時間の一週間の総和

$\frac{C}{0}$	$\frac{B}{0}$	適合・不適合
---------------	---------------	--------